

福岡市居住支援協議会設置要綱

(設置目的)

第1条 福岡市居住支援協議会（以下「協議会」という。）は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づき、低額所得者、被災者、高齢者、障がい者、子育て世帯その他住宅の確保に特に配慮を要するもの（以下「住宅確保要配慮者」という。）の状況及び民間賃貸住宅市場の動向に関する情報等を共有するとともに、民間賃貸住宅を活用した住宅確保要配慮者の円滑入居支援策の効果的な推進を図ることを目的として設置する。

(事業)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 住宅確保要配慮者の状況及び民間賃貸住宅市場に関する情報等の共有に関すること。
- (2) 住宅確保要配慮者の円滑入居・あんしん居住、貸主及び賃貸住宅管理事業者の不安軽減等のための居住支援の方策に関すること。
- (3) 居住支援の実施及び各主体の連携等に関すること。
- (4) その他目的達成のために必要な事項

(構成団体)

第3条 協議会は、別表に掲げる団体をもって構成する。

(役員)

第4条 協議会には、次の役員を置く。

- 一 会長 1名
 - 二 副会長 1名
 - 三 監事 1名
- 2 会長は、福岡市住宅都市局理事をもって充てる。
- 3 副会長は、社会福祉法人福岡市社会福祉協議会常務理事をもって充てる。
- 4 監事は、福岡市福祉局長をもって充てる。
- 5 役員は、無報酬とする。

(役員の任務)

第5条 役員の任務は、次のとおりとする。

- 一 会長は、本会を代表し、会務を総括し、総会を招集して議長を務める。
- 二 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 三 監事は、本会の会計監査の事務を担当する。

(総会)

第6条 総会は、協議会の最高議決機関であって、毎年1回、定期総会を開催するほか会長が必要と認めた場合又は構成団体の3分の1以上の請求があった場合には、臨時総会を開催する。

- 2 総会は、会長、副会長、監事及び各構成団体（会長、副会長及び監事に任用された職員等がいる構成団体を除く。）がその職員等の中から予め指名したもの（以下「委員」という。）をもって組織する。
- 3 会長は、必要に応じて関係者に出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

- 4 総会は、次の事項を評議議決する。
- 一 協議会の事業計画及び予算に関すること。
 - 二 協議会の事業報告及び決算を承認すること。
 - 三 協議会の役員を選任すること。
 - 四 設置要綱の制定及び改廃に関すること。
 - 五 その他協議会に関する基本的事項及び重要事項を決定すること。

(定足数等)

第7条 総会は、前条第2項に掲げる者の過半数の出席により成立し、議事は、出席者の過半数によって決する。

- 2 会議に出席できない委員は、その権限の行使を他の委員に委任することができる。この場合において、受任者の特定がないときは、会長に委任したものとみなす。

(専門部会)

第8条 会長は、第2条の事業を専門的かつ具体的に協議・検討する必要があると認めるときは、専門部会を設置することができる。

- 2 専門部会は、部会長及び各構成団体(部会長に選出された職員等がいる構成団体を除く。)がその職員等の中から予め指名したもの(以下「部会員」という。)をもって組織する。
- 3 部会長は、専門部会を総括し、専門部会を招集して議長を務める。
- 4 部会長は、互選により選出する。
- 5 部会長は、必要に応じて関係者に出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(会議の公開等)

第9条 総会は、原則としてこれを公開する。ただし、会長が、総会における協議の内容が、福岡市情報公開条例第7条各号に掲げる情報(以下「非公開情報」という。)に関するものであると認めるとき、又は、総会を公開することにより、当該会議の適正な運営に著しい支障が生じると認めるときは、この限りでない。なお、総会を公開するにあたっては、傍聴の手続き等を定めた「福岡市居住支援協議会傍聴要領」を別途定める。

- 2 総会の会議資料及び議事録(非公開情報に該当する部分を除く。)については、原則として、公表する。会議資料は、会議当日傍聴者に対して配布するとともに、会議終了後に所定の方法(市ホームページへの掲載等)により公表する。また、議事録は、会議終了後に事務局において作成したものを出席委員に送付し、委員の確認・修正を経て確定した後、所定の方法(市ホームページへの掲載等)により公表する。この際、発言者の氏名は掲載しない。

(事業年度)

第10条 協議会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(経費)

第11条 協議会の経費は、補助金、寄付金その他の収入をもって充てる。

- 2 前項の規定に関わらず、会議費等は福岡市の予算から支出することができる。

(会計及び帳簿の整備)

第12条 協議会の収入及び支出を明らかにするため、会計に関する帳簿を整備しなければならない。

- 2 前項の帳簿は、事業年度終了後5年間保存しておかなければならない。

(監査と報告)

第13条 監事は、事業年度終了後に会計監査を行い、監査結果を総会に報告しなければならない。

(秘密の厳守)

第14条 総会又は専門部会の出席者は、協議会の活動において知り得た非公開情報を他に漏らしてはならない。

(事務局)

第15条 協議会の事務局は、福岡市住宅都市局住宅部住宅計画課(以下「住宅計画課」という。)及び社会福祉法人福岡市社会福祉協議会地域福祉部事業開発課(以下「事業開発課」という。)に置く。

- 2 住宅計画課は、総会及び専門部会の運営並びに事業計画及び事業報告に係る事務を担当する。
- 3 事業開発課は、住まいサポートふくおかの企画及び運営、協議会の会計、予算及び決算に係る事務を担当する。

(雑則)

第16条 この要綱に定めるものの他、協議会の運営に関して必要な事項は会長が定める。

附則

この要綱は、平成21年3月30日から施行する。

この要綱は、平成25年1月1日から施行する。

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

この要綱は、平成26年7月14日から施行する。

この要綱は、平成28年8月9日から施行する。

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

区分	団体名
民間賃貸住宅事業者団体	公益社団法人福岡県宅地建物取引業協会 公益社団法人全日本不動産協会 福岡県本部
公的賃貸住宅事業者	独立行政法人都市再生機構 九州支社 福岡市住宅供給公社
居住支援団体	社会福祉法人福岡市社会福祉協議会
居住支援法人	居住支援法人連絡協議会
福岡市	福岡市住宅都市局 福岡市福祉局